



# 長野県報

2月7日(木)  
平成20年  
(2008年)  
第1937号

## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	1
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（地域福祉課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	4

### 公告

一般競争入札（広報課）	5
長野県労働委員会の委員の候補者の推薦（労働福祉課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業政策課）	7
建設業法に基づく営業所の所在地の確知（土木政策課）	7
建設業法に基づく処分（土木政策課）	7
一般競争入札（2件）（医療政策課）	7
一般競争入札（13件）（県立病院課）	9

## 告示

### 長野県告示第49号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

#### 1 起業者の名称

千曲市

#### 2 事業の種類

戸倉・屋代駅間新駅駅前広場整備事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

千曲市大字寂蔵字東町頭地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

戸倉・屋代駅間新駅駅前広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する広場に関する事業に該当する。

##### (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思

と能力を有している。

#### (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地が存する寂蔵地区は、近年、工業系の用途地域において工業の集積化が進むとともに、住居系用途地域では市営寂蔵団地等の住宅地も広がってきており、最近は、道路網等の住環境の整備と併せて、アパートの建設や宅地造成も進んでいる。

起業地に隣接した場所には新駅の設置が決定されており、国道18号との接続がよい場所でもあることから、起業地に設置が予定されている駅前広場は、鉄道交通と道路交通の交通結節点として、鉄道と徒歩、自動車、二輪車等との乗り継ぎの円滑かつ効率的な役割を担うとともに、自家用車の短時間駐車場及び駐輪場が設置されることで、自家用車で自宅から駅まで家族に送迎してもらう交通形態が可能になる等、駅利用者の利便性が一層高まると認められる。

また、ベンチスペース、緑地帯等を設けることで、単に駅を利用する人々が通過するだけでなく、通学、通勤又は買い物の途中で人々が憩い、集まり又は語らう場としての活用が期待できるとともに、広場内の清掃、花の植栽等を地域住民が共同で行うことにより、人と人との交流が始まり、相互扶助の精神が地域に生まれ並びに地域のつながり及びまとまりの醸成に間接的な効果を与えると認められる。

##### イ 本件事業の施行による影響

周囲は西側に民家があるが、南側は道路、東側は鉄道敷、北側は工場のため、駅前広場の設置による環境への影響は少

ないと認められる。

また、西側の民家から通行路を離して施工するため、工事における周辺環境への影響は少ないと認められる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は、隣接地に設置される新駅の機能を高めるため実施されるものであるが、当該新駅の設置については、千曲市の合併前から、旧更埴市及び旧戸倉町で鉄道利用者の利便性の向上、高齢者等の交通手段の確保、国道の渋滞対策（環境負荷の軽減）、産業振興・地域振興、しなの鉄道利用促進並びに地域コミュニティ推進のために検討され、合併協議の中で作成された新市建設計画の「まちが賑わう」施策の中で、公共交通の充実として位置づけられている。

また、しなの鉄道株式会社が平成16年11月に作成した中期経営計画（第一次五ヵ年計画）の中には、戸倉・屋代間新駅設置が盛り込まれている。この計画の最終年度が平成20年度であり、当該新駅は平成21年3月の開業を目指していることから、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地は、新駅に隣接しており、国道18号方面から踏切も

なく円滑に接続でき、新駅を利用するにあたり便利な場所である。

また、新駅利用者予測から算出された本件事業で必要となる交通量に対応するロータリーや乗降レーン、駅の短時間利用者や障害者のための駐車場、歩行者等のためのゆとりある歩道幅員、二輪車等のための駐輪場に加え、ベンチスペース、モニュメントスペース及び緑地帯を備えることで地域住民のふれあいの場として期待される多目的広場を合わせた必要面積に対して、起業地は最小限の面積と認められる。

以上のとおり、駅利用者の利便性の向上及び地域コミュニティの醸成を図るため、本件事業に係る起業地の範囲は適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所更埴庁舎企画部政策推進課

企画課土地対策室

## 長野県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年2月7日

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社ナベリン・ファーマシー	松本市中央3丁目2番27号	平成19年11月23日
医療法人和合の里小川歯科クリニック	松本市高宮南9-7	平成19年11月30日
飯森耳鼻咽喉科医院	松本市鎌田2-1-36	平成19年12月8日
中本泌尿器科医院	塩尻市広丘原新田213-20	平成19年10月31日
クリニックなかの	千曲市上徳間15-5	平成19年12月31日

地域福祉課

## 長野県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成20年2月7日

長野県知事 村 井 仁

## 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川歯科クリニック	松本市宮田24番1号	平成19年12月1日
ゆり産婦人科医院	松本市寿南1丁目23-4	平成19年12月8日
有限会社ナベリン・ファーマシー	松本市中央3丁目6番21号	平成19年11月24日
いちはし内科医院	飯田市上郷黒田382-11	平成19年11月6日
荒井橋土屋薬局	伊那市伊那3871-3	平成19年12月1日

地域福祉課

## 長野県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

## 施術者

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 住 所	指 定 年 月 日
竹田政利	いなりやま接骨院	千曲市稻荷山1782-91 稲荷山ショッピングコアあいにー内	平成20年1月7日

地域福祉課

## 長野県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月22日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松御岳線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町大字小川3568番の160地先から木曽郡上松町大字小川3808番の129地先まで	旧	m 3.8~48.5	km 0.7200
同上	新	12.5~51.0	0.7200

道路管理課

## 長野県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月22日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野田梓橋停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市梓川上野901番の3地先から松本市梓川上野791番の17地先まで	旧	m 4.0~8.0	km 0.5030
同上	新	5.0~16.0	0.5030

道路管理課

**長野県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月22日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字川上3759番の2地先から 飯山市大字旭字川上4008番の1地先まで	旧	m 9.0~11.6	km 0.0670
同上	新	m 9.0~26.0	km 0.0670

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 秋山郷森宮野原停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字中野13321番の1地先から 下水内郡栄村大字堺字北野13785番の2地先まで	旧	m 4.8~6.2	km 0.3170
同上	新	m 6.5~8.9	km 0.3170

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯山新井線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常盤字北山根719番の3地先から 飯山市大字常盤字北長峰95番の1地先まで	旧	m 7.6~23.5	km 0.7053
同上	新	m 7.6~23.5	km 0.7053
飯山市大字常盤字北山根961番の1地先から 飯山市大字常盤字北長峰95番の1地先まで	新	m 12.5~28.8	km 0.7816

道路管理課

**長野県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月22日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 上松御岳線

2 供用を開始する区間

木曽郡上松町大字小川3568番の160地先から

木曽郡上松町大字小川3808番の129地先まで

3 供用を開始する期日 平成20年2月7日

道路管理課

**長野県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月22日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 大町麻績インター千曲線

2 供用を開始する区間

千曲市大字新山字道平1306番の6地先から

千曲市大字新山字道平1305番の16地先まで

3 供用を開始する期日 平成20年2月7日

道路管理課

**長野県告示第58号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月22日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字旭字川上3759番の2地先から

飯山市大字旭字川上4008番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成20年2月7日

2 (1) 路線名 秋山郷森宮野原停車場線

(2) 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字中野13321番の1地先から

下水内郡栄村大字堺字北野13785番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成20年2月7日

道路管理課